

南丹市物品等電子入札試行要領

(趣旨)

第1条 南丹市が発注する物品等の買入れ・役務の提供等に係る電子入札の試行に関する事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、南丹市契約規則（平成18年1月1日規則第72号。以下「規則」という。）、南丹市電子入札運用基準（平成28年4月1日施行。以下「運用基準」という。）及び南丹市競争入札心得に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、規則及び運用基準の例による。

(電子入札の利用者登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、運用基準に基づき、電子入札システムに電子入札参加に必要な入札参加者の情報を登録（以下「利用者登録」という。）し、登録内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(紙入札の併用)

第4条 試行期間は、利用者登録の推進を図る期間として位置付け、紙入札併用にて電子入札を実施こととし、利用者登録のない者の入札参加を認めるものとする。

(指名競争入札参加者の指名等)

第4条 電子入札システムにより入札参加者を指名するときは、規則第33条第2項の規定による規則第9条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項並びに規則第33条の規定による規則第13条に規定する予定価格を、電子入札システムに登録（以下「システム登録」という。）をしなければならない。

2 入札事務関係職員は、システム登録を行うときは、電子入札コアシステム対応民間認証局が発行した電子証明書（以下「職責証明情報」という。）を当該登録に係る情報に併せて記録しなければならない。

3 前項に規定するシステム登録をしたときは、入札参加者が電子入札システムに通信接続することによりシステム登録に係る情報を受信したことを確認（以下「受信確認」という。）をしなければならない。

4 第4条に規定する入札参加者に対しては、指名通知を書面により行うものとする。

(入札)

第5条 入札参加者の入札に関する情報（以下「入札情報」という。）を受信したとき

は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名（以下「電子署名」という。）及び市長が別に定める電子証明書を電子入札システムにより検証しなければならない。

- 2 入札事務関係職員は、システム登録を行うときは、職責証明情報を当該登録に係る情報に併せて記録しなければならない。
- 3 前項に規定するシステム登録をしたときは、受信確認をしなければならない。
- 4 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合で、くじを引かせるときは、入札情報と併せて受信したくじ入力番号又は、システム入力した入札書記載のくじ番号を用いて、電子入札システムにより行わなければならない。
- 5 市長は、前項に規定するくじの方法を公開するものとする。
- 6 入札参加者の障害により電子入札ができない旨の申告があったときの取り扱いについては、運用基準第11条第4項によるものとする。

（入札締切の通知）

第6条 入札事務関係職員は、入札期間が満了したときは、入札が締め切られたことをシステム登録しなければならない。

- 2 入札事務関係職員は、前項に規定するシステム登録をしたときは、受信確認をしなければならない。

（入札の辞退）

第7条 市長は、入札情報の送信前に、電子入札システムへの入札辞退届の登録、紙業者等においては、書面による辞退届の提出があったときは、その者の辞退を認めることができる。

- 2 市長は、入札参加者から入札期間中に入札辞退届を提出できない旨の連絡があり、かつ、ファクシミリで入札辞退届が送信されたとき等は、その者に速やかに書面を提出することを求めた上で前項の規定に準じて処理することができる。

（開札）

第8条 市長は、電子入札システムにより開札を行うものとする。

- 2 市長は、開札に当たり、入札参加者が立ち会わないときは、職員1名以上（当該案件における入札事務関係職員を除く。）を立ち合わせるものとする。
- 3 市長は、入札参加者又は代理人（開札の立会に関する権限一切を入札参加者から委任された者に限る。）を開札に立ち合わせるすることができる。
- 4 入札事務関係職員は、前項に規定する代理人の資格を審査するときは、入札参加者からの委任状又は入札参加者からの委任に関する情報を確認しなければならない。
- 5 紙入札者がいる場合には、立ち合わせるすることができる。
- 6 入札事務関係職員は、落札者が決定したときは、次に掲げる事項を電子入札システムに登録しなければならない。

- (1) 調達案件番号
- (2) 調達案件名称
- (3) 開札日時
- (4) 落札企業名称
- (5) 落札金額
- (6) 入札書記載金額
- (7) 着手期日（物品においてはなし。）
- (8) 履行期限（物品においては納入期限）

7 入札事務関係職員は、前項の規定により登録をするときは、職責証明情報を当該登録に係る情報に併せて記録しなければならない。

8 入札事務関係職員は、入札参加者が電子入札システムに通信接続することにより第6項の規定による登録に係る情報を受信したことを確認しなければならない。

（落札者決定の保留）

第9条 市長は、落札者の決定を保留したときは、入札参加者にその旨を適宜の方法により通知するものとする。

（職責証明書を格納したICカードの取扱い）

第10条 市長は、ICカード（職責証明情報を格納したICカードをいう。以下この条において同じ。）をその指定をする者に管理させるものとする。

2 前項の規定によりICカードを管理する者は、ICカードに盗難、紛失その他の事故が生じたときは、速やかにその経過及び事故後とった措置を明らかにし、地方公共団体組織認証基盤の認証局及び電子入札コアシステム対応民間認証局に報告しなければならない。

（紙入札移行の承諾の基準）

第11条 電子入札参加者の紙入札参加移行の承諾基準は、運用基準第18条によるものとする。

（紙入札者の電子入札における取扱い）

第12条 前条の規定の承諾を受けた者の電子入札における取扱いについては、運用基準第19条によるものとする。また、当初より紙入札参加であったものについては、同様に紙入札者として本条を適用する。

2 市長は、紙入札を実施するときは、当該入札を郵便その他の方法により行わせるものとする。

3 市長は、紙入札者の情報を電子入札システムの公開検証機能において、非公開として処理するものとする。

4 入札事務関係職員は、入札期間満了後、紙入札における入札書を開封した順に当該

入札書に記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録しなければならない。ただし、入札書にくじ入力番号の記載がない場合は、この限りでない。

5 入札事務関係職員は、紙入札者から開札結果の問い合わせがあり、本人確認ができたときは、登録する内容を伝えなければならない。

(入札の中止)

第13条 入札事務関係職員は、指名通知を行った後にその入札を中止するときは、システム登録（入札を中止する旨を電子入札システムに登録することをいう。）をしなければならない。また、紙入札者等の通知が届かない入札参加者に対しては、書面により中止の通知を行うものとする。

2 入札事務関係職員は、システム登録を行うときは、職責証明情報を当該登録に係る情報に併せて記録しなければならない。

3 入札事務関係職員は、前項に規定するシステム登録をしたときは、受信確認をしなければならない。

(要領の適用)

第14条 本要領は試行要領であるため、試行実施の案件を対象とし、試行でない実施案件の要領は別に定めるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成28年8月1日より施行する。